

答 申 書

令和2年1月8日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克 己



令和2年1月8日付け新広総第379号での諮問について、当審査会の意見は下記のとおりとし、別添「附帯意見」を付して答申する。

記

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る市町村への診療報酬明細書情報等の提供について

- (1) 実施機関内において保有する個人情報を必要な範囲内で実施機関以外に提供することにおいて、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとするもの（個人情報保護条例第8条第2項）

審査会の意見	新潟県後期高齢者医療広域連合が、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のため各市町村の後期高齢者の診療報酬明細書情報等を提供することは、公益上の必要その他相当の理由があり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認める。
--------	---

- (2) 個人情報を利用した旨及び目的を本人に通知しないこととするもの（個人情報保護条例第8条第4項）

審査会の意見	本人への通知については、広域連合長の見解のとおり、通知をしなくともよいと認める。
--------	--

(別添)

附 帯 意 見

広域連合は、提供する情報の重要性を鑑み、情報提供を受ける市町村に対し、それぞれの個人情報保護条例等に基づき厳正な情報の管理を求めるべきである。